

**ロジスティクス環境会議
第6回企画運営委員会 議事録**

I. 日 時：2005年7月6日（火） 13：00～16：30

II. 場 所：東京・港区 （社）日本ロジスティクスシステム協会 会議室

III. 出席者：17名

IV. 内 容：

- 1) 改正省エネ法「荷主に係る措置の詳細設計における検討項目（案）」に対する要望・意見書について

V. 開 会

小西副委員長により、開会が宣された。

VI. 議 事

小西副委員長の司会進行のもと、以下のとおり議事が進められた。

- 1) 改正省エネ法「荷主に係る措置の詳細設計における検討項目（案）」に対する要望・意見書について

事務局より、「改正省エネ法に関する要望・意見アンケート」に関する協力（回答数36件）に対しての御礼が述べられた後、改正省エネ法の現況及び「荷主に係る措置の詳細設計における検討項目（案）」に対する要望・意見書の事務局案について、説明が行われた後、各項目について検討が行われた。

(1)意見書表組【資料2-2】【資料3】

①「1. 荷主の判断基準」

i)「1. ①遵守すべき事項」

【主な意見】

委 員：遵守すべき事項とは、どのようなものを意図しているのか。

事務局：あくまでも省令で記載されるものは例示であり、具体的に実施するか否かは各荷主が判断することだと思われる。

委 員：主務大臣への報告義務と各社が取り組むべきことは分ける必要があると考える。
のではないか。

【決定事項】

「主務大臣へ報告すべきことは、方針と推進体制にとどめる」と追加する。

ii)「1. ②年間の低減目標」

【主な意見】

委 員：これまで熱心に取り組んできた企業と取り組んでいない企業がある中で、一律の目標数値を定めるのは問題だと考える。

委 員：各荷主の自主性に任せればよいのではないか。

委 員：項目に「委託輸送」とあるが、委託輸送だけでなく、荷主の自家物流含めた全体の輸送に係る項目について、環境負荷低減をどのようにしていくのか考えている必要がある。したがって、検討項目そのものがおかしいと考える。

【決定事項】

「委託輸送」のみならず、荷主の自家物流含めた全体の輸送に係る項目とする旨、追加する。

iii) 「1. ③取り組むべき措置」

【主な意見】

委員：ISO14001の認証の有無も判断基準となるのではないかと考える。

委員：重要な判断基準にはならないと考える。

【決定事項】

事務局案どおりとする。

② 「2. 義務対象者（裾きり基準）を定める基準」

i) 「2. ①トンキロを基準としてよいか。」

【主な意見】

委員：義務対象企業をどのように捕捉するのか。自主報告であれば、報告せずに義務を逃げる企業も出てくるのではないかと考える。

委員：上記の対応を考えると、売上高や資本金などを基準とした方が公平ではないかと考える。

委員：二酸化炭素排出量削減を目的としている以上、環境負荷の大きいところから捕捉していくという今回の方法が妥当だと考える。

委員：自己申告で義務対象者となった企業に罰則を課し、裾きり基準を超えていても申告しない企業には罰則が課されないのは問題ではないかと考える。

事務局：工場や事業場については現行の法律で義務が課されているが、罰則が課されたことはない。

委員：トンキロで行うと、重量が軽いものを運んでいる企業は対象とならない恐れがある。二酸化炭素発生量の大きいところから、捕捉できるようにすべきではないかと考える。

【決定事項】

事務局案どおりとする。

ii) 「2. ②裾きり基準年間1,000万トンキロについて」

【主な意見】

委員：「年間総輸送量5,700億トンキロの約半分を捕らえられる数値」とあるが、年間輸送重量と年間輸送距離はどのぐらいの値なのか。この基準でいくと何社程度が対象となるのか。

事務局：詳細は現在把握していない。対象企業は約2,000社程度であると認識している。

【決定事項】

事務局案どおりとする。

③ 「3. 輸送量（トンキロ）の算定方法」

i) 「3. ①、②、③、⑤、⑥、⑦、⑧トンキロの算定方法等」

【主な意見】

委員：荷主に実施可能な方法（実測値、推定値）を選ばせることがよいと思う。

委員：計画はトンキロで行い、実績は精度の高い燃料法等での把握が望ましい。

委員：トンキロも主務大臣への報告事項に入るのか。

事務局：含まれる。

委員：トンキロまで報告をさせずに、「荷主の二酸化炭素排出量」のみ報告させればよいのではないかと考える。

【決定事項】

事務局案どおりとする。

ii) 「3. ④容積からの換算について」

【主な意見】

委員：「適正性に対するチェックが必要」とあるが、荷主に任せてもいいのではないか。

委員：重量で把握する基準がない場合は、業界団体が一つの基準値をつくり、それを利用すればいいと考える。

委員：各荷主が環境負荷低減を行うためには、自社の荷物の1トンキロあたりの二酸化炭素排出原単位を出し、それを低減していく活動を進めるべきだと考える。

【決定事項】

事務局案どおりとする。

iii) 「3. ⑨算定対象について」

【主な意見】

委員：事務局案には、着荷主の話が記載されているが、具体的には「4. エネルギー使用の算定方法」で記載すべきことではないか。

委員：算定対象は、輸送費の負担部分まででよいと考える。

委員：“負担”だけではなく、“支払い”という文言も加えるべきではないか。

【決定事項】

「輸送費の負担（支払い）部分までとするべきと考える」とし、着荷主の記載は削除する。

④ 「4. エネルギー使用量（CO₂排出量）の算定方法」

i) 「4. ①荷主の把握可能なデータによる算定にすべきか」

【主な意見】

委員：ロジスティクス環境会議では、燃料法を推奨している旨、記載してはどうか。

【決定事項】

「燃費法や燃料法へ切り替えようとする動き」を「燃費法や燃料法により算定することを推奨したい。」へ修正する。

ii) 「4. ②データ提供」

【主な意見】

委員：物流事業者としては、荷主へデータ提供する際に、そのデータの根拠を問われても困る。

委員：3つの算定式については、4. ①で指摘しているため、ここでは記載は不要だと考える。また按分については、問題を含んでいることは確かであるが、ここで細かく記載しなくてもいいのではないか。

【決定事項】

事務局案の最後の3行のみを記載することとする。

iii) 「4. ③荷主の取組度合いが可能な限り反映される方法」

【主な意見】

委員：「積載率向上」の字体を強調したほうがよい。

【決定事項】

内容は事務局案のどおりとし、「積載率向上」をゴシック体とする。

iv) 「4. ④算定範囲」

【決定事項】

事務局案どおりとする。

⑤ 「5. その他の項目」

i) 「5. ①帰り荷の確保についての評価」

【主な意見】

委員：「評価はどのようにあるべきか」との質問の回答として事務局案の「評価すべき」はおかしい。

委員：二酸化炭素排出量とは別の次元の評価を行うべきと考える。

【決定事項】

「主体的に取り組んでいる荷主については、エネルギー使用量（CO₂排出量）とは切り離した別の評価を設けるべき」へ修正する。

ii) 「5. ②ハイブリッドトラック等の選択における評価」

【主な意見】

委員：5. ①と同様に具体的な評価方法を記載すべきである。

委員：燃料法を使用すれば、削減効果が数値として現れるが、トンキロ法等を用いた場合は、数値として現れないため別の評価を設けるべきではないか。

【決定事項】

「燃料法を用いた場合は、削減効果が数値として現れる。ただし、個々の荷主の事情によりトンキロ法等を用いた場合は、削減効果が数値として現れないため、別の評価を設けるべき。」と追記。

iii) 「5. ③過度の多頻度小口・時間指定配送の是正等による省エネについて」

【主な意見】

委員：コンビニの店舗への配送などは、まさに多頻度小口配送であるが、これは消費者の要望として行われているわけである。回数を減らせば、バックヤードの費用など経費がかかる。

委員：多頻度だからといって、必ずしも積載率が低いわけではない。

事務局：計画性がないものは、是正が必要だという意味である。

委員：「必然性があるかどうかの見直しが必要」との記載を追加すべきではないか。

委員：過度な行き過ぎた物流サービスが効率化を阻害していることは事実だ。それが最終消費者から起因しているものであるならば、国民に対しての意識改革を促すような文言を入れてはどうか。

【決定事項】

「必然性の有無の見直しを求めていくことが望ましい。また、行政が国民に対して環境負荷低減に必要な意識改革の施策を講ずることを要望する」と追記する。

iv) 「5. ④その他」

【決定事項】

「着荷主が省エネに協力した場合、当該企業のCO₂排出削減量と別枠で評価すべき」と追記する。

(2)その他【資料3】

【決定事項】

③【要望】の内容をまとめて、意見書に加える。

(3)意見書【資料2-1】

【主な意見】

委員：着荷主については、環境会議においても、議論が必要だと考えるので、「着荷主についての措置を講ずる項目を追加すること」を「着荷主についても考慮すべき項目として検討すべき」等にした方がよいと考える。

委員：算定方法については、燃料法を推奨している旨、記載すべきである。

委員：トンキロ法の原因の維持管理も含めるべきだ。

【決定事項】

・「着荷主についての措置を講ずる項目を追加すること」を「着荷主についての環境負荷低減の項目を追加すること」に修正する。

・算定方法については、①燃料法や燃費法等の算定方法を推奨する旨を記載するとともに、原因の維持管理や周知についての記載を行う。

(4)添書【資料1】

【決定事項】

7月11日に経済産業省へ提出するという日程から、「専務理事 事務局長 徳田雅人」名で提出することとなった。

2)その他

本日の議論にもとづき事務局で再度案を作成し、小西副委員長にご確認いただくこととなった。

VII. 閉 会

以上をもって全ての議事を終了し、小西副委員長は閉会を宣した。

以 上